

令和4年改正道路交通法(遠隔操作型小型車の交通方法等)の概要

公布日：令和4年4月27日

施行日：公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日）

<背景>

自動配送サービスの実現のため、低速・小型の自動配送ロボットについて、制度整備が必要
（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等）

(1) 最高速度、車体の大きさ

- ・ 車体の構造（性能上の最高速度）
 - ・ 車体の大きさ
- ： 歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもの ※現行の電動車椅子相当

(2) 通行方法

- ・ 通行場所：歩行者と同じ
（歩道、路側帯、道路の右側端）
- ・ 歩行者相当の交通ルールに従う
（信号や道路標識等に従う、横断歩道の通行等）
- ・ 歩行者に進路を譲らなければならない



歩道



路側帯の設置された道路



歩車道の区別のない道路

(3) 届出制

- ・ 遠隔操作型小型車を通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会への事前届出を義務化
（届出事項：使用者の氏名等、通行する場所、遠隔操作を行う場所、非常停止装置の位置、ロボットの型式・仕様等）

(4) 行政処分等

- ・ 警察官等は、危険防止等のため、遠隔操作型小型車を停止又は移動させることができる
- ・ 都道府県公安委員会は、使用者が法令に違反したときは、必要な指示（措置をとるまでの間の通行停止を含む）を行うことができる